平成３０年（フ）第２５９号
名古屋市中村区中村中町４丁目38番地の１
債務者　安立　義正
１　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４０１号
愛知県東海市富木島町勘七脇39番地の２　メゾンサガノ（22号）、従前の住所愛知県東海市名和町高ノ宮前３番地の１　ネオハイツ名和（308号）
債務者　伊藤　設雄
１　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４６８号
名古屋市守山区喜多山１丁目３番36号　Ｃｒｅａ　ＴＡＫＵＭＩ　105号
債務者　阪口　恵里
１　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４７号
北九州市若松区大字頓田596番地
債務者　嶽村　省三
１　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２５６号
北九州市小倉南区中曽根６丁目６番３―202号
債務者　古永　久明
１　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２５９号
北九州市八幡西区町上津役東１丁目11番18号
債務者　池田　博文
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２７４号
福岡県中間市岩瀬３丁目21番18号　ヴィルヌーブ中間Ｎ．203号
債務者　井上　翔太
１　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２７５号
福岡県中間市岩瀬３丁目21番18号　ヴィルヌーブ中間Ｎ．203号
債務者　井上亜矢子
１　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２２号
埼玉県本庄市児玉町児玉1660番地１
破産者　株式会社台和トレーディング・ジャパン
１　決定年月日　平成30年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３２５号
相模原市中央区田名塩田３丁目10番１号
破産者　株式会社コリン商会
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１８号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目１番８号
破産者　株式会社サンリッチ
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７４号
佐賀県西松浦郡有田町応法丙3801番地
破産者　株式会社親和武堅
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第７５号
佐賀県西松浦郡有田町大木宿乙1080番地
破産者　株式会社親和親峰
１　決定年月日　平成30年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３９号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根和光740番地２
破産者　農事組合法人駒栄酪農組合
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第３号
岩手県奥州市水沢中田町４番35号
破産者　有限会社北洋電産
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第１３３号
長野市稲田２丁目52番16号
破産者　株式会社ＧＬＯＶＩＥＲ
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３５２４号
大阪市西区阿波座１丁目７番12号
破産者　株式会社ビッツクリエート
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５００１号
大阪府貝塚市半田765番地９
破産者　株式会社秋山電子
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５５号
大阪府吹田市片山町１丁目27番９号
破産者　株式会社京呉服西村
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５０号
大阪府守口市八雲西町４丁目５番10号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区大手通１丁目４番10号
破産者　株式会社ヴァローレェ
１　決定年月日　平成30年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部